

## 委員会からの提言（骨子案）

## 1. 委員会における議論の経過

※委員会の検討経過（県内調査の実施含む）を報告する。

## 2. 委員会として特に重要と考える項目について

## ○企業への支援の充実

## ＜記載するポイント＞

- ・特に障害者雇用納付金制度の新たな対象となる企業への重点的な支援
- ・専任の担当を置けない中小企業へのきめ細かなPR
- ・企業を支援する体制の充実

## ＜概要＞

県が実施したアンケートにおいては、障がい者を雇用したことがない理由として、「障がい者に向いている仕事がない」ことを理由として挙げている企業が非常に多くなっている。また、雇用にあたっては、安全面や受入態勢等が課題として挙げられている。

このような状況を踏まえれば、まず、障がい者雇用への入口の段階として、情報をきめ細かく提供していく必要がある。特に、来年度から障害者雇用納付金制度の対象となる企業が従業員 200 人以上から 100 人以上に拡大され、新たに対象となる企業の関心も高まっていることから、この層への働きかけが重要となる。また、専門の担当を置くことができず、なかなか障がい者雇用にまで目を向けている余裕がない中小企業に対しても（実雇用率算定の対象であるか否かに関わらず）十分な情報を提供していかなくてはならない。

また、就職したものの、受け入れる態勢が十分でないことで早期の離職を招いてしまうことのないよう、企業を支援する体制や、支援する人材の充実・育成が重要となる。

## ○定着状況の的確な把握

## ＜記載するポイント＞

- ・就職した方の定着の状況を把握する
- ・離職された方について、その原因や状況を把握し、フォローにつなげる

### <概要>

就職した方の中には、体調面や仕事の量、労働時間、周囲との関係等により、止む無く離職せざるを得ない方がどうしても出てくる。

雇用だけでなく、その後の就労の継続も重要であることから、関係機関が連携して職場における定着状況の把握や、離職された方の理由や状況を可能な限り把握することで、止む無く離職された方のフォローを的確に行うとともに、受け入れ態勢の不断の見直しにつなげていくことが必要である。

## 3. その他の項目

※以下は、上記2で記載した項目以外のもの

### 重点調査項目1 障がい者の雇用実態の把握について ○県内における実態把握の強化

#### <記載するポイント>

- ・部局、組織を超えた状況把握の推進
- ・地域毎の状況や傾向の把握

#### <概要>

特に、定着や離職の状況把握については2のとおりであるが、障がい者雇用の実態を把握することが第一歩であり、実雇用率の数字を意識することは当然であるが、それだけにとどまらず、達成した企業の数、地域における傾向、複合的な観点から雇用状況の実態を把握、分析し、対策につなげていくことが重要である。また、可能な限り、障がい者本人の働き方の意向についても把握していくことが必要になる。

そのためには、関係機関が適切な役割分担の下、情報の把握と共有を徹底し、それを共有していく仕組みづくりが必要である。

### 重点調査項目2 障がい者の継続就労について ○支援する人材や組織の充実

#### <記載するポイント>

- ・障害者就業・生活支援センターの十分な活用
- ・企業を支援する人材の充実
- ・企業への普及、啓発の推進

#### <概要>

障害者就業・生活支援センターは、障がい者が就労を目指す段階から実際に職場に就職、定着していくまでの段階に関わることができ、また、企業が障が

い者を受け入れるにあたり、内部でジョブコーチのような専門人材を養成あるいは配置できる余裕のある企業は少ない状況であることから、センターが障がい者の雇用、定着に果たす役割は非常に大きいものと考えられる。そのため、労働局と県が十分に連携しつつ、センターの取組を充実したものとしていく必要がある。

さらに、平成 26 年 12 月 24 日にオープンするステップアップカフェについては、適切な成果指標を設定することとであり、設置目的を十分に果たすことができるよう取組を進めることが必要である。

### 重点調査項目 3 障がい者雇用に関するネットワークについて ○連携の促進

#### <記載するポイント>

- ・ 部局横断的な取組の推進
- ・ 一般就労を見据えた教育の促進
- ・ 障がい者雇用率改善プラン等、労働局との緊密な連携
- ・ 障がい者推進協議会の活用

#### <概要>

障がい者雇用は県庁内部、そして関係各機関との緊密な連携がなくては進まないことから、先般設置した「三重県障がい者雇用推進協議会」の活用も含め、県が一丸となった推進体制を整えることが必要である。

特に、平成 26 年 6 月 1 日現在の三重県の障害者実雇用率は大幅に改善されたが、これは労働局とともに進めてきた障がい者雇用率改善プランによるところも大きいと考えられることから、今後も労働局との緊密な連携が必要となる。

また、教育現場では、児童・生徒と触れ合う期間が長く、保護者との面談等もあるなど、一般社会に比して個々の状況を把握しやすいと考えられることから、進学、就職等の際の的確な情報共有や、将来を見据えた教育が重要となる。

#### ●国への働きかけ

- ・ 実雇用率の算定にあたり、雇用者へのインセンティブとなる制度に
- ・ 実雇用率だけでは県内の状況が十分に把握できないことから、多角的な指標を検討
- ・ 障害者就業・生活支援センターへの更なる支援